

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 28 日

丹波市長 林 時彦

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	氷上町賀茂（田中）	令和 4 年 2 月 28 日	-

1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	27.6 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	18.1 ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	1.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.7 ha
（備考）田中区管轄の獣害防護柵は整備されているが、鳥獣の侵入が認められる為、近隣の柵も適切に管理されているか確認が必要。中間管理機構については現在のところ活用予定はない。	アンケート回答割合(②/①)
	65.6 %

2. 対象地区の課題

75 才以上で後継者未定農業者の耕作面積より、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が上回っており、近隣の農地を引き受ける余力はあるが、耕作農地が点在しているため中心経営体が農地管理をしやすいように農地の集積・集約化を進める必要がある。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

田中農会管轄の農地利用は地区内の中心経営体 3 名を中心に担う予定。

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

（参考）中心経営体

中心経営体	6 経営体	現状	8.1 ha	引受余力	15.8 ha
-------	-------	----	--------	------	---------

4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地貸し付けの意向があれば、中心経営体に申し入れる。
中心経営体に農地の貸し出し相談があった場合は、滞りなく農地管理をしていく。

（参考）農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

近い将来農地の出し手となる者の人数	貸付け等の区分 (㎡)		
	貸付け	作業委託	売渡
2 名	2,010 ㎡	0 ㎡	0 ㎡
	計		2,010 ㎡